

# 広報にしかわ

1987  
3/25

第425号

□発行 / 新潟県西蒲原郡西川町役場 □編集 / 企画課 □毎月10日・25日発行

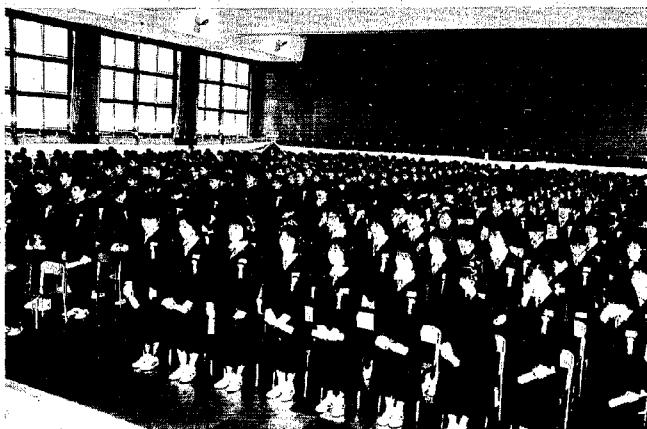
(2月末日現在人口) 男 5,488 女 5,917 計11,405 (前月比+5)  
転入11 転出10 出生8 死亡4 世帯数 2,655 (前月比+4)



旅立ちのとき — 西川中学校卒業式 —

## 今号のページ

- ガス・水道コ一ナ ..... ②③
- 県議会議員選挙、年金コ一ナ ..... ④⑤
- 交通安全、火の用心 ..... ⑥⑦
- お知らせ／持家住宅資金制度 ..... ⑧
- 健康ペーパー／人間ドック希望者募集 ..... ⑨⑩
- ふれあいコ一ナ ..... ⑪⑫
- わたしの作品、赤ちゃん ..... ⑬⑭
- 入札結果の公表、町民のふじき ..... ⑮⑯



# 四月から

## 水道の検針日と水道ガス料金の領収書が変わります

昭和62年3月25日 (2)

ガス水道課では、四月からコンピューターを導入して水道とガスの使用料金の計算をすることにいたしました。そのため、今までと取扱いが異りますので、ご利用の皆様方のご理解とご協力を願います。

(今まで)

(四月からは)

1、水道は原則として毎月二十五日に検針をし、翌月の月末までに使用料金を納入していただいておりました。

2、ガスは原則として毎月十日に検針をし、その月の月末までに使用料金を納入していただいておりました。

3、したがって、毎月皆様にお送りしております「水道ガス料金納入通知書兼領収書」(口座振替の方は金融機関へ送付)には、その月分のガス使用料と、前月分の水道使用料が記載されておりました。

1、水道の検針も、ガスの検針と併せて行います。したがって、水道もガスも原則としてその月の月末までに使用料金を納入していただくことになります。

※ 今まで、水道使用料は翌月に納入していただきおりましたが、ガスの使用料と同じくその月検針のその月納入に変わりました。

ただ、水道の検針につきましては、今回三月二十五日の検針は行いませんので、原則として四月十日に検針を行うことか

2、水道ガスともに、今までは検針をしたときに、その都度別々に「〇月分水道使用量お知らせ」。

3、水道・ガスの使用量を併せて記入した「お知らせ」に変更になります。

つまり四月からは、水道・ガス使用量のお知らせとともに、その用紙には前月分の「水道・ガス料金(口座振替)領収書」も記載しておことに変更いたしました。

◎ 従来の水道工事費の支払い方法は、工事店と需要家の精算支払いでした。 ◎ 四月一日以降の申し込

みの水道工事費については、設計見積額を工事施工前にガス水道課からの指定金融機関に納めていただき、その後、工事を施工することとし、工事を完了後に精算となります。又、設計変更がある

場合、精算の時に追徴又は、還付となる場合があります。

◎ なおこの取扱いは、ガス工事の申込みと同じ方法です。

みなさまのご理解とご協力を願っています。

● ガス・水道コーナー ●

収書を兼ねたものになります。

\* 現在コンピューターで処理しております東北電力の電力使用量のお知らせ、NTTの電話使用料のお知らせなどのように、水道・ガスの場合も原則的には同じ取扱いをさせていただることになります。

● ガス・水道コーナー ●

過ぎると5%増しの遅料になります。

5、変更後、当分の間はわかりにくいところもあるうかと思いますが、ご協力を願いたします。

なお、変更後の「水道水道課業務係(☎88-2144)までお問い合わせください。

おわかりにくいことなどございましたら、ガス使用量のお知らせは次のような様式になります。

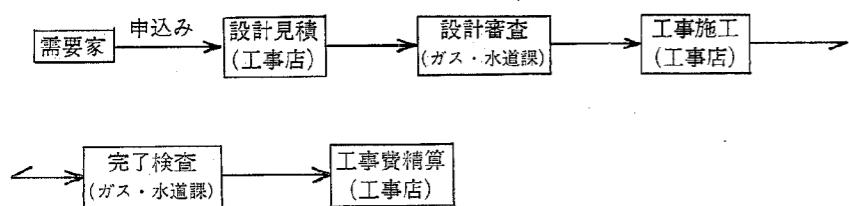
水道・ガス使用量のお知らせ		年	月	檢針員
水道	ガス			
今月計				
前月計				
ノーマル				
正味				
使用量				
前月使用量				
新規開設				
水道・ガス料金(口座振替)領収書				
西川町長 本間徳治				

(第425号)

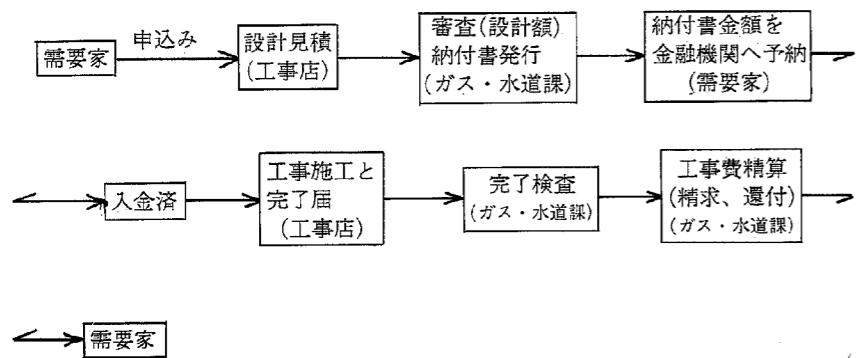
## 広報にしかわ

(3) 昭和62年3月25日

(従来)



(4月1日以降の申込工事)



## 需要家の水道工事費について

水道の引込工事につきまして、今まで利用者が直接町指定工事店に工事を申し込み、施工から工事費の精算に至るまで、すべて工事店で行ってまいりましたが、四月一日以降の給水装置工事の申し込みから、工事費の納入経路をガス工事の場合と同じ取扱いに変更することになりました。

- ◎ 従来の水道工事費の支払い方法は、工事店と需要家の精算支払いでした。
- ◎ 四月一日以降の申し込み

水道本管掃除日程表

水道本管掃除を次の日程で行います。

なお、掃除作業中、汚れた水が出たり、水圧が下がったり、場所によっては断水する所もあり、大変ご迷惑をおかけしますが、ご協力を願います。

月	日	掃除区域
四月二十日(月)	押付、矢島、天竺堂、真田	
四月二十一日(火)	中島、平野	
四月二十二日(水)	川崎、横島、下山、西浜上、	
四月二十三日(木)	新川、六分、見帶、善光寺、桑山	藤見町、本町通り、大正通り、
四月二十四日(金)	川西、堀上、与兵衛野、	東町、東町裏通り、千隈町、
四月二十五日(土)	三角野、貝柄	上組、浦村、大閑、升岡、
四月二十六日(日)	工事団地	学校町、鰐全町、新栄町、
四月二十七日(月)		朝日町、旗屋、松崎

## 水道本管の掃除をします

水道本管掃除を次の日程で行います。

なお、掃除作業中、汚れた水が出たり、水圧が下がったり、場所によっては断水する所もあり、大変ご迷惑をおかけしますが、ご協力を願います。

みの水道工事費については、設計見積額を工事施工前にガス水道課からの指定金融機関に納めていただき、その後、工事を施工することとし、工事を完了後に精算となります。又、設計変更がある場合は、還付となる場合があります。

◎ なおこの取扱いは、ガス工事の申込みと同じ方法です。

みなさまのご理解とご協力を願っています。

# 四月十一日

## 県議会議員選挙

棄権することなく

みんなで投票しましょう!!

四月十一日は、新潟県議会議員選挙の投票日です。  
わたしたちの代表として四年間の県政を担当する人を選ぶ大切な選挙です。  
投票日には、近所さそいあわせて、みんなで大切な一票を投じましょう。



## 広報にかわしあに

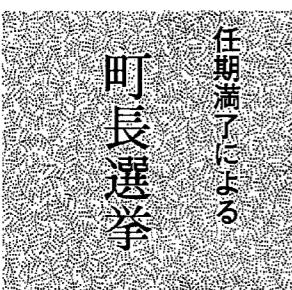
(第425号)

(第425号)

(5) 昭和62年3月25日

昭和62年3月25日 (4)

- 投票の日時  
四月十二日(日)午前七時から午後六時までです。
- 投票の日時  
四月十二日(日)午前七時から午後六時までです。
- 不在者投票  
投票日に仕事や、やむを得ない用務、レジマー等を予定し、決められた時間内に投票できない人は、事前に不在者投票ができます。
- △不在者投票のできる期間  
一日(土)までの毎日午前八時三十分から午後五時までです。(土曜・日曜でもできます。)
- △不在者投票の場所および手続き  
投票場一階選舉事務室で受け付けます。「印鑑と入場券」をお持ちください。
- 字が書けなくても?  
(代理投票)  
身体の障害などで字を書けない人は、係員が代理で投票する制度があります。
- 指定病院などの不在者投票  
特別に指定されている病院に入院中の人は、施設に入所している人は、その病院などで投票ができますの
- 選挙人名簿の縦覧  
今回の選挙で新しく選挙人名簿に登録された人の氏名、住所及び生年月日を記



### 町長選挙

任期満了による

## お変わりありませんか サラリーマンの奥さん



### 年金券

載した画面を次のとおり総覽します。

#### ○場所 役場選舉管理委員会事務室

#### ○期間 四月三日(金)・四日(土)

選舉に関するお問い合わせは町選舉管理委員会へ

☎ 八八一三二一一

年金制度が改正され、サラリーマンの奥さんが、第三号被保険者として国民年金に加入するようになります。

第二号被保険者となるのは、サラリーマンのご主人に扶養されている二十歳以上六十歳未満の奥さんです。

このため、次のような場合に該当した時は届出が必要です。

①ご主人が他の年金制度に加入するようになったとき。

②奥さん自身が会社に勤めることになったとき。

このような場合にきちんと届出をしておかないと、いざというとき年金を受け取れないこともあります。

変更があった時は、すみやかに役場住民課戸籍年金係に届出をしてください。

投票区名	投票所	町内名
第一投票区	鎧郷保育園	楓島・西汰上・中島・下山・川崎・平野
第二投票区	(西川町・社協セントラル)(旧役場分館)	押付・矢島・天竺堂・真田・学校町・水道町
第三投票区	西川町商工会館	新栄町・川崎団地
第四投票区	曾根小学校	鯉第一・三区・一・四番町・千隈町・藤見町
第五投票区	升湯小学校	大正通・旗屋・松崎・六分
第六投票区	貝柄事務所	五・九番町・東町・朝日町・見蒂・善光寺・桑山 上組・中作・中村・三ツ屋・下組・新田・大潟 浦村・大閑
	新川	新川

なお、あなたの、投票を行つていただく投票所は、四月二日ころお配りする投票所入場券にも書いてありますので、お出かけ前にもう一度確かめて、間違いないようにしてください。

○投票できる人  
△昭和四十二年四月十三日までに生まれた人で、昭和六十二年一月二日までに西川町に転入届けを出して、投票日現在も引き続いで住所を有している人です。

○投票できない人  
△昭和四十二年四月十三日までに出生した人や、法律により選挙権が停止されている人です。

○県内で住所を移した人  
△西川町の選挙人名簿に登録されている人で、昭和六十年十二月十一日以降に

西川町から県内の他の市町村に転出し、引き続き転出先で住所を有している人は現在住んでいる市町村から届けをした人は、新住所地の投票所で投票できます。

○町内での住所を移した人  
△西川町に転入届けを出

して、投票日現在も引き続いで住所を有している人です。

△県内の他の市町村の選挙人名簿に登録されている人

をした人は、旧住所地の投票所で投票することになり

(名簿に載つていても) で、昭和六十二年一月二日以後に西川町に転入届けを出され現在も西川町に住所を有している人は、役場住民課で「居住中の証明書」を発行していますので、それをもらつて登録されている住所地の投票所に行つてください。

●

期が満了しますが、法律により、市町村の選挙は、四月二十六日統一して行われることとなっています。

(7) 昭和62年3月25日

## 広報にしかわ

(第425号)

### 忘れていませんか 交通災害共済加入を

1日1円の安い掛金でお互いが助け合うための交通災害共済に、みなさんから毎年加入していただいている。本年も、ただ今会員を募集しています。

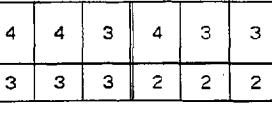
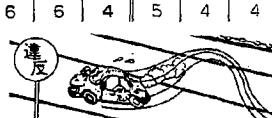
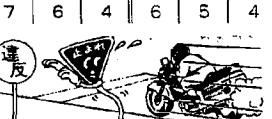
掛金は、おとなも子どもも年額350円です。万が一に備え3月末日までに家族そろって加入申し込みをされるようにお勧めいたします。

なお、4月1日以後、年度途中の加入もできます。

掛金は350円で変りませんので、まだ加入されていない方は、消防本部へ申し込まれるようお勧めいたします。

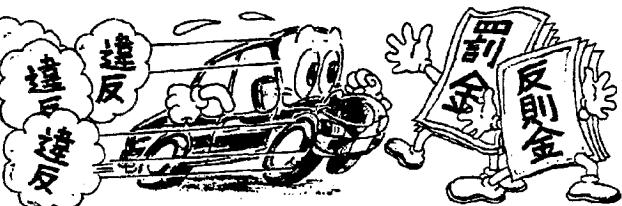
### 反則金

反則行為	改正			現行				
	大型	普通	二輪	原付	大型	普通	二輪	原付
速度違反(25km/h以上30km/h未満)	25	18	15	12				
速度違反(20km/h以上25km/h未満)	20	15	12	10	15	10	8	7
速度違反(15km/h以上20km/h未満) 積載物重量制限超過(10割以上等)	15	12	9	7	10	8	6	5
駐停車違反(駐停車禁止場所等)	15	12	7	7	6	5	3	3
駐停車違反(駐車禁止場所等)	12	10	6	6	6	5	3	3
速度違反(15km/h未満) 信号無視(赤色等) 通行区分違反 踏切不停止 横断歩行者妨害 積載物重量制限超過(5割以上10割未満) 整備不良(制動装置等)	12	9	7	6	8	6	5	4
信号無視(点滅) 通行禁止違反 一時停止 積載物重量制限超過(5割未満) 整備不良(尾灯等) 免許条件違反等	9	7	6	4	6	5	4	3
通行帯違反 進路変更禁止違反 指定通行区分違反 無灯火 合図不履行 定員外乗車等	7	6	6	4	5	4	4	3
通行許可条件違反 交差点右左折方法違反等	6	4	4	3	4	3	3	2
免許証不持帯等	3	3	3	3	2	2	2	2



(第425号)

## 広報にしかわ



### 罰金

違反行為	法定の上限	
	改正	現行
信号機操作等	20万円	10万円
ひき逃げ		
過失建物損壊等	10万円	5万円
酒酔い・過労・薬物運転等		
あて逃げ・免許不正取得等		
無免許・速度違反・共同危険行為等		
駐停車違反		
酒気帯び・事故不申告・免許条件違反等	5万円	3万円
信号無視・踏切不停止・整備不良・一時停止等	5万円	3万円
(過失犯10万円)	(過失犯5万円)	
無灯火・合図不履行・自動二輪車乗車方法違反・定員外乗車等	5万円	3万円
交差点右左折方法違反・免許証記載事項変更違反・初心運転者標識標示義務違反等	2万円 (料 2万円)	1万円 (料 1万円)

違反行為に付けられる基礎点数が改正されました。

午後二時から	午後二時十五分から	午後二時三〇分から	午後二時	時間	場所
一、期日 二、日程 大潟児童公園 校舎内	大潟児童公園 校舎内	横島町営テニスコート 六番町清水フード わき駐車場	春の行楽期、火災シーズンを前に、消防団では町民の防火意識高揚を図る目的で、次のとおり消火器を使つた消防実験を行いますので、町民多数のご参加をお願いします。(雨天の場合は中止とします。)	四月五日(日)	



消防の大役  
あなたが主役

消防廳 日本国消防協会・新潟県消防協会

● 交通 安全 ●  
春の火災  
予防運動  
期間 中、毎日午後七時  
い。  
行いますのでご注意ください  
サイレン吹鳴と警鐘点打を

昭和62年3月25日 (6)

## 道路交通法等の改正

### 反則通告制度の拡大 適用範囲の拡大

罰金および反則金額の引上げ  
道路交通法の違反に対する罰金および反則金の額が、  
おおむね一・五倍～二倍程度に引き上げられました。

① 反則者範囲の拡大  
反則行為をした者で、過  
去一年以内に運転免許の行  
政処分を受けたことがある

者についても、反則者とさ  
れるようになりました。  
② 反則行為範囲の拡大  
現在、超過速度二十五km/h  
未満の速度違反が反則行為とさ  
れていますが、超過速  
度三十km/h未満の速度違反につ  
いても、反則行為となりま  
す。

事故や違反の  
ないよう  
努めてください  
安全運転に

改 正	現 行
違反行為	点数
酒気帯び速度違反 (30km/h以上50km/h未満)等	9
酒気帯び速度違反 (25km/h以上30km/h未満)	8
速度違反(30km/h以上 50km/h未満)	6
酒気帯び運転 過労運転等	6
無車検運行または無保険運行	3
速度違反(25km/h以上 30km/h未満)	2
駐停車違反(駐停車禁止場所等)	1
駐停車違反(駐車禁止場所等)	1

違反点数2点に該当する駐停車違反(駐停車禁止場所等)は

- ① 駐停車禁止場所における駐停車違反
- ② 法定の駐停車禁止場所に設けられた「時間制限駐車区間」における駐車部分(標示)違反
- ③ 高速自動車国道等における駐停車違反

# 西川町近郷中学校柔道大会

## 柔道大会



西川中健闘

団体三位

個人戦 一位・三位

で、礼儀を重んじ心身の鍛練で青少年の健全育成にも適しています。

西川中学校では、新学期に部員を募集して新しい道場で更に部の強化を計画しています。町民からも期待されています。

される柔道部となつてほしいものです。

試合の成績は次のとおりです。

○団体戦

一位 吉田中学校

二位 卷西中学校

三位 西川中学校

○個人戦

一位 筒井一之(西川)

二位 金子紀博(巻西)

三位 増田武信(西川)

中) 三位 小林充(黒崎)

## 広報にしかわ

去る三月八日西川中学校柔道場開きを記念して、第一回西川町近郷中学校柔道大会が開催されました。この日は西蒲、燕地区の七か校が参加し、日頃の稽古の成果を試さんと出場選手が大きな気合で力いっぱい戦いました。

試合は、学年末のこともあり、団体戦は一、二年生(一チーム五人)個人戦は一年生の間で争われ、西川中柔道部は団体戦三位・個人戦一位、三位の見事な成績をおさめました。

柔道は、古来からの武道

町では「町内に住宅を建築」しようとする人で自己資金の不足する人に、低利な資金をお貸ししております。

これは、良好な条件で住宅を建ててもらい、地域定住を促進するための制度です。

貸付金額は、十万円単位で五十万円から

貸付限度額までです。(返済能力等により

限度額または借入希望額まで借りられない場合があります。)

●受付窓口

西川町内の各金融機関、各農業協同組合、労働金庫巻支店

●持家住宅貸付資金制度

※詳細は、取扱金融機関の窓口または役場企画課までどうぞ。

●お知らせ

●持家住宅貸付資金制度

※詳細は、取扱金融機関の窓口または役場企画課までどうぞ。

●お知らせ

償還方法	利 率	貸 付 限 度 額 等	償 還 期 間
各種金融機関の定めるところによります	年 利 率	新築の場合 四〇〇万円	新築の場合 十五年以内
元利均等月賦償還(月賦償還のほか、ボーナス償還もできます。なお、元利金の一部についても繰上げ償還もできます。)	五・二五パーセント	八〇〇万円	八〇〇万円
貸付枠			

※利率については、4月1日からです。

## 人間ドックを受けましょう

(第425号)

### 昭和六十二年度希望者募集

町では住民の疾病予防、早期発見及び早期治療を推進し、健康の維持・増進に努めるため、一日人間ドック助成事業を実施しております。

昭和六十二年度の検診希望者を次のとおり募集いたしますので、自分の身体をチェックしてみたい方は早目にお申し込みください。

●対象者  
西川町に住所を有する

四十歳以上六十歳までの  
方  
岩室温泉病院  
四月から来年三月までの  
の間の希望する日

昭和六十二年度の検診希望者を次のとおり募集いたしますので、自分の身体をチェックしてみたい方は早目にお申し込みください。

●検診時期  
西川町役場  
四月まで

昭和六十二年度の検診希望者を次のとおり募集いたしますので、自分の身体をチェックしてみたい方は早目にお申し込みください。

●申込方法及び場所  
西川町役場  
四月まで

昭和六十二年度の検診希望者を次のとおり募集いたしますので、自分の身体をチェックしてみたい方は早目にお申し込みください。

●料金  
西川町役場  
四月まで

昭和六十二年度の検診希望者を次のとおり募集いたしますので、自分の身体をチェックしてみたい方は早目にお申し込みください。

●申込期間  
西川町役場  
四月まで

昭和六十二年度の検診希望者を次のとおり募集いたしますので、自分の身体をチェックしてみたい方は早目にお申し込みください。

●申込方法及び場所  
西川町役場  
四月まで

昭和六十二年度の検診希望者を次のとおり募集いたしますので、自分の身体をチェックしてみたい方は早目にお申し込みください。

◆ボリオ生ワクチン投与…4月3日(金)・対象 / 昭和61年1月1日~61年12月31日生まれ、前回未受診者・担当医 / 荏部医師

◆三種混合予防接種…4月10日(金)・対象 / 昭和59年7月1日~昭和60年6月30日生まれ、前回未受診者・担当医 / 和田医師

- ・吉田医師
- 以上・会場 / 福祉会館・受付 / 午後1時~2時10分・お持ちください / 母子手帳
- ・問診票・その他 / 問診票に記入押印がないと受けられません。

3・4月の休日診療医		
<b>外 科</b>		
3/29(日) 吉田町 県立吉田病院	☎92-5111	
4/4(日) 吉田町 県立吉田病院	☎92-5111	
4/12(日) 卷町 竹前医院	☎73-2809	
<b>内 科</b>		
3/29(日) 西川町 吉田医院	☎88-6650	
4/5(日) 西川町 遠藤医院	☎88-2204	
4/12(日) 卷町 金子医院	☎72-8030	

※診療時間は、午後6時までです。

西川町青年会議所町民会議

親と子の心を結ぶ「家庭の日」

毎月第三日曜日は「家庭の日」です。

家庭は、家族のやすらぎの場であり、子どもにとつては「人間としての生き方の基本」を身につけながら成長していく大切なところです。

子どもの正しい成長を願つて、話し合いのある明るい家庭づくりを行いましょう。

西川中学校（3年）  
小林 春輝さん

西川中学校（3年）  
小林 春輝さん

## わたしの作品



**評** 忘れられた廃屋から美を求めるようとするフアイトがうれしい。  
奥行と質感の表現に工夫がみられます。

(担任の先生)

学校町

権田義昭さんの長男

優ちゃん

(61・7・18生まれ)

名前は、お父さんがやさしくなるようにとつけました。

歯は一本がはえ、一本でもはえ始めています。家では、いつもおもちゃなどで遊んでいます。

最近ちょっと人見知りをするときもあります。

お風呂は、お人形さんを持つてはります。

(話／お母さんの克子さん)

佳美ちゃん  
(61・3・6生まれ)  
名前は、じつまで美しいくじるよひととお父さんがつけました。

外が好きで、晴れている時はいつも外で遊んでいます。また、くつ下が嫌いで履かせるとすぐに脱いでしまいます。

歩くのは、九ヶ月ぐらいで歩きましたし、なんでも早いです。

(話／おばあちゃんの和田さん)

## 赤ちゃんこんにちは



赤ちゃんこんにちは

## 赤ちゃんこんにちは



赤ちゃんこんにちは

西川町青年サークルでは、ただ今会員を募集しています。毎月一回（第2・第4水曜日）福祉会館で「青年のつどい」を開催し、ゲー

ム、レクリエーションで交流を図り、地域をみつめながらささやかな夢を語っています。

皆んなの広場ですので、興味のある方はぜひご参加ください。

- 一、例会 「青年のつどい」  
毎月第二、第四水曜日 午後七時三十分から九時まで
- 二、会場 西川町福祉会館
- 三、申し込み 開催日に直接会場に来るか、または公民館（☎八八一三三四）にお尋ねください。

◎その他  
利用申込みや問い合わせは、西川町公民館へお願いします。

## さあ！あなたも

## サークルの仲間入りを!!

●ふれあいコーナー●

さあ春です  
スポーツをしよう！

西川町青年サークル主催の「青年のつどい」ボーリング大会が三月七日、黒崎グランドボウルで開催され、青年三千七名を集めて、盛大に行われました。

ゲーム内容は、ペア戦と個人戦で行われました。会場は終始和気あいあいとして、また、参加賞もおもしろグッズだったので、好評のうちに大会を終了いたしました。

◎旧西川中学校グラウンド（ナイター）・町営野球場・四月一日から利用できます。きまりを守って、お問い合わせも早かつたようです。暖かさにつれられて、外へ飛び出しませんか？

次のとおり施設を開放します。若いに利用してください。

●野球連盟・ソフトボール連盟に加入している단체は、公民館へ登録申請してください。

●町営テニスコート四月一日にネットを張ります。（それ以前でも、自分たちでネットを張れば利用できますので公民館へ申し出てください。）

●その他  
利用申込みや問い合わせは、西川町公民館へお願いします。

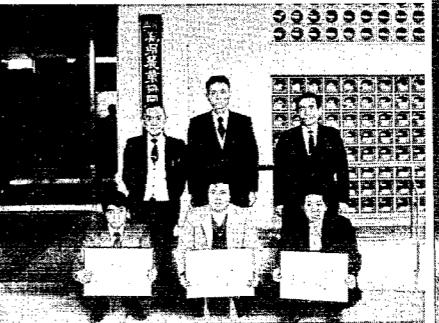
このたび、当町藤見町出身の故島喜作さんのご遺族から、交通遺児に役立ててほしいと金円二百万円のご寄付をいただきました。

町では、寄付者のご厚志にそつて交通遺児救済基金 厚くお礼申し上げます。



故島喜作さん

### 善意の 交通遺児 救済基金



## 良質米生産農家 表彰される

## 国民年金の保険料が変わります

国民年金の保険料が4月から次のとおり変わります。

- 定額保険料 1ヶ月 7,100円→7,400円
- 定額+付加保険料 1ヶ月 7,500円→7,800円

国民年金制度を今後も健全に運営していくための保険料の改正について、みなさんのご理解とご協力をお願いします。

## 定例社会保険相談の開設

三条社会保険事務所では、次の日程で定例社会保険相談所を開設します。

健康保険や厚生年金・国民年金などについて相談がある方はどうぞご利用ください。

- 毎月第1水曜日10時~15時 卷町商工会
- 毎月第3水曜日13時~15時 吉田町商工会

## 車両系建設機械運転技能講習

機体重量3トン以上のブルドーザー、トラクターショベル、バックホー等の運転は、労働安全衛生法により、指定教習機関の行う技能講習を修了したものでなければ、運転できないことになっておりますが、この技能講習が本年度は次の日程により実施されますのでお知らせいたします。

学科 第1回目	4月1日~2日 実技 4月20日~24日
第2回目	5月21日~22日 6月15日~19日
第3回目	7月1日~2日 7月20日~24日
第4回目	9月1日~2日 9月28日~10月2日

(大型特殊免許取得者は、実技は1日で終了)

詳細問合せ先

建設業労働災害防止協会新潟県支部  
新潟市新光町7-5 新潟県建設会館内 電話(025)285-7141

ただいま工事中!  
入札結果の公表

(百万円以上)

入札日	工事名	場所	工事費	工期	業者名
2/2	町道第721-1号線 舗装新設工事	曾根	千円 9,550	2/3~3/25	(株)水倉組
2/26	町道第6-1号線 歩道新設工事	曾根	13,500	2/27~5/31	(株)八百板組

## 銃砲刀剣類登録審査会

昭和62年度の日程が次のように決まりましたのでお知らせします。

## ○持参するもの

- 登録を受けようとする銃砲刀剣類
- 所轄警察署発行の銃砲刀剣類発見届出受理証
- 登録手数料 1件 4,000円 (収入証紙)
- 印鑑

※詳しくは、新潟県文化行政課 (☎025-285-5511) へお問い合わせください。

## 日程表

新潟会場(県庁行政会議室1702会議室(17階))		長岡会場(長岡市厚生会館第一小ホール)
4月	15日(水)	
6月		19日(金)
8月	5日(水)	
10月		27日(火)
12月	16日(水)	
2月		17日(水)

注) ○4月15日は、県庁行政会議室1407会議室(14階)

○受付時間は、午前10時~午後2時30分

3月10日号の訂正とお詫び

曾根天満宮梅花祭に獻詠の記事

中、六番町の藤田キクさんの短歌

で「風にふれて」は「風にふれつ  
つ」、また、見帝の近藤フミさん  
の短歌で「手れ舎に」は「手水舎  
に」のそれそれ誤りでしたので訂  
正してお詫びします。

「広報にしかわ」は、町  
民と行政を結ぶパイプ役と  
して、昭和四十四年五月十  
日号に第一号を発行して現  
在までに四二五回発行して  
きました。その間に町民の  
みなさんに、より親しみや  
すい広報紙とするための改  
正を加えてきました。



おめでた

鈴木 早川 吉川 渡部 ヨシ マセ 行男	氏名 前澤 敏美	島 清輝	石橋 辰也
85歳 95歳 %28 %26 勝男	年齢 年齢 死亡 月日 出生 押付	真 島 孝 押付	好美 %26 幸 敏 男
52歳 %26 信次	月日 出生 押付	治 男	好 男
91歳 %26 本人 敏則	部落内 部落内	族 屋	六 分 な が ら 住 民 新 業 町
朝日町 見 東 町		い	に 住 民 参 加 の 紙 面 を 基 調 に 、 正 に 改 正 を 加 え て ま し た

## &lt;改正内容&gt;

現行のB4版をA4版に  
拡大し、仕上げをツヤ消し  
アート仕上げにしてより見  
やすく工夫するなどして毎  
月10日に発行します。また、  
従来の二十五日号は、お知  
らせ版として発行します。

広報の号から広報紙を次のとおり  
改正し、発行しますので、町  
民のみなさんのより一層の  
ご理解とご協力をお願ひし  
ます。

より一層今後も取り組むた  
てできごとを町民に知らせる  
てできごとを町民に知らせる

てできごとを町民に知らせる  
てできごとを町民に知らせる  
てできごとを町民に知らせる

●入札結果の公表・町のうき